

1 子どもたち一人一人の「生きる力」を育みます

学校教育においては、次代を担う子どもたちの自立と成長を保障するために、「生きる力^{※1}」の育成に取り組みます。学習指導要領では、「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康・体力」が、「生きる力」の3つの柱とされており、これらのバランスのとれた教育を進めることが求められています。本市では、一人一人の子どもに応じた、きめ細かな教育を推進し、子どもたちの自己実現に向け、「生きる力」を育んでいきます。

2 地域とともに学校・園の教育力を高めます

すべての学校・幼稚園において、安全・安心で、質の高い教育環境を整備することが必要です。本市では、校長・園長のリーダーシップのもと、学校力・教師力・連携力を高め、保護者・地域とともに、特色ある学校・幼稚園づくりに努めます。そして義務教育9年間を見通した「小中一貫・連携教育」を推進し、子どもの育ちと学びの連続性を図ります。

3 学校・家庭・地域の協働により社会全体の教育力を高めます

家庭や地域における教育力の向上を図るとともに、学校や家庭、地域が自らの役割と責任を果たし、つながりを深め、連携することにより、地域社会全体の教育力を高めます。

※1「生きる力」：文部科学省では、「生きる力」を知・徳・体のバランスのとれた力と捉え、次の3点を示しています。

- ①基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、さまざまな問題に積極的に対応し、解決する力
- ②自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性
- ③たくましく生きるための健康や体力 など

4 生涯を通じて楽しく学ぶことのできる充実した環境を提供します

いつでも、どこでも、だれもが生涯を通じて楽しく学ぶことのできる生涯学習環境の充実を図ります。市民一人一人が自主的に学び、その成果を広く地域社会の中で活かしていける、豊かな社会づくりを推進します。

5 郷土の歴史と文化財に親しむことのできる環境を整えます

郷土への理解と愛着を育む文化財を保存継承し、学校教育や社会教育に有効活用されるよう環境を整え、市民が自分の住む地域に誇りを持って暮らせる「歴史の見えるまちづくり」を進めます。